

## 公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施

国崎クリーンセンター基幹改良事業及び包括管理運営業務に伴う事業方式検討調査委託について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和5年4月4日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合  
管理者 越田謙治郎

### 1 業務概要

#### (1) 委託番号

猪委第5-15号

#### (2) 業務名称

国崎クリーンセンター基幹改良事業及び包括管理運営業務に伴う事業方式検討調査委託

#### (3) 業務内容

「国崎クリーンセンター基幹改良事業及び包括管理運営業務に伴う事業方式検討調査委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる業務とする。

#### (4) 履行期限

契約日から令和5年11月17日まで

### 2 提案限度価格等

#### (1) 提案限度価格

8,242,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

#### (2) 最低制限価格 無

### 3 応募資格

(1) 単独企業又は複数の企業で構成されるグループ（以下「グループ」という。）とする。なお、グループとは別に、外部の法人又は個人の協力を得ることができるものとする。

(2) 地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）

発注のごみ焼却施設に係る基幹的設備改良事業又は包括管理運営業務（DBO事業を含む。）の発注支援業務等について、平成21年度以降で元請として実施方針の作成から民間事業者との契約までの業務を受注し、完了した業務実績（履行中のものは除く。）を有すること。

(3) 猪名川上流広域ごみ処理施設組合を構成するいずれかの市町（以下「構成市町」

- という。)における一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により構成市町のいずれかにおいて一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
  - (5) 公告日から優先事業者を特定までの間において、いずれかの構成市町において指名停止措置を受けていないこと。
  - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生等の手続きを行っていない者であること。
  - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

#### 4 選考方法

公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容及び能力等を総合的に比較検討し、評価基準をもとに審査を行った後、事業者を選定する。

- (1) 構成市町で構成する「国崎クリーンセンター基幹改良事業及び包括管理運営業務に伴う事業方式検討調査委託プロポーザル審査委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し審査を行う。
- (2) 企画提案者の書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングの審査を行い、最高得点を得たものを優先事業者として決定する。
- (3) 審査の結果、同一の最高得点を得た事業者が2以上ある場合は、価格評価において最上位の得点を獲得した事業者を選定委員会で協議のうえ選定する。

#### 5 実施スケジュール

内 容	日 程
プロポーザル要領等公告開始	令和5年4月 4日(火)
質問受付期限	令和5年4月13日(木)17時まで
質問回答	令和5年4月21日(金)
参加申請及び企画提案書等提出期限 (添付書類含む)	令和5年5月 1日(月)17時まで
プレゼンテーション審査(別途通知)	令和5年5月17日(水)
最終審査結果通知	令和5年6月 上旬

#### 6 契約の締結

- (1) 選定された優先事業者と協議のうえ、随意契約を締結する。
- (2) 辞退等により契約の締結が困難となった場合は、次点の応募事業者と契約の交渉を行うものとする。
- (3) 契約予定日は令和5年6月中旬とする。

## 7 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限及び応募資格に適合しない場合
- (2) 提案内容が本実施要領及び仕様書等に示された条件を満たさない場合
- (3) 提出内容に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、選定委員会が社会通念上、失格にあたる事由があると認める場合

## 8 その他留意事項

- (1) 提出を受けた文書等は返却しないこととする。
- (2) 提出を受けた文書等は、組合の選定に係る作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 本プロポーザルに要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合情報公開条例（平成12年条例第19号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (5) 組合から入手した資料は、組合の了解なく使用及び公表することはできない。
- (6) 詳細は、実施要領による。